土佐清水市

人権教育推進計画

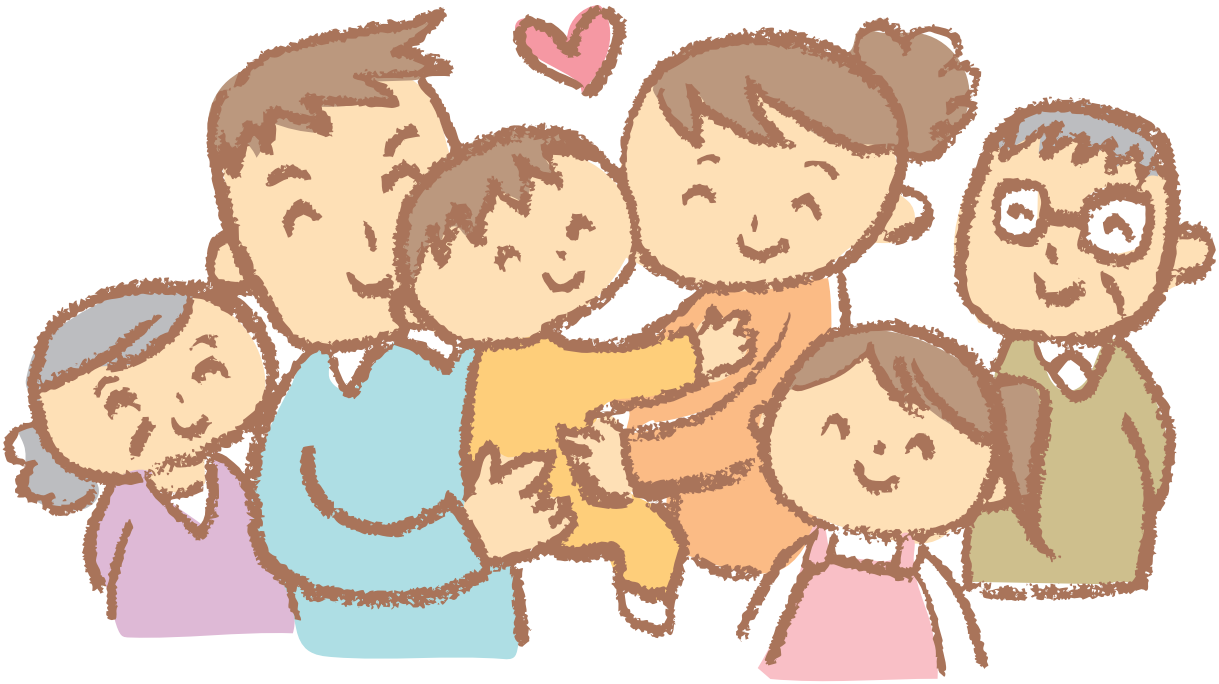

2022(令和4)年3月

土佐清水市教育委員会

は　じ　め　に

高知県A地区で全国に先駆けて教科書無償運動が展開されたことはよく知られています。憲法第 26 条第 2 項に義務教育の無償とあるのに、なぜ教科書が有料なのか。今は当たり前に配布されている教科書がそんな疑問から運動が展開されたのです。貧しく教科書が購入できない児童・生徒は、友だちに教科書を借りて書写したり、親戚や兄弟姉妹から譲り受けていました。A地区小中学校教科書をタダにする会は 1961 年（昭和 36 年）に結成されました。

実はA地区で教科書無償運動が展開される一年前、1960 年（昭和 35 年）に既に土佐清水市でその運動が始まっていたのです。まだ組織的な広がりには至らず、小さな火だったかもしれませんが、確実にその炎は灯っていたのです。「今日も机にあの子がいない」を合言葉に、貧困や差別に苦しむあらゆる被差別の立場の子どもたちの教育を受ける権利の保障を展開しました。「学力保障」「長欠・不就学」「いじめや差別の解消」「解放子ども会活動」など同和教育の取り組みはこれまで多くの成果を得ることができました。

この同和教育の実践と手法から学び、活かしながら、人権課題である「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」の 11 の課題を正面から捉えていくことが大切です。一人ひとりが個人として認められ、大切にされる土佐清水市を実現するため、保育所・学校・家庭・各種組織が連携し、教育と啓発活動に努めていきましょう。

土佐清水市は国・高知県と連携し、市域の人権教育と人権啓発に関する施策を策定し、それを実行していく責任があります。この責任の基に土佐清水市教育委員会は、就学前教育・学校教育・社会教育と連携・協働しながら、「教育を受ける権利の保障」「人権が保障される教育」「人権及び人権問題を理解する教育」「人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育」を推し進めていく決意です。

本計画の基、児童・生徒だけではなく、すべての市民が高い人権意識を醸成し、一個の人間としての尊厳を自分がまず認めることができるようになり、それが日常のあらゆる場面で具体的な態度や行動として表現され、真に人権が尊重される社会が構築されることを切望し、本計画を策定します。

2022（令和 4）年 3 月

土佐清水市教育長　岡﨑　哲也

目　次

1　計画策定の背景　……　1
(1)これまでの人権教育の取り組みの経緯　……　1
(2)計画の目的　……　2
(3)計画の位置づけ・構成　……　2
(4)計画の期間　……　2

2　基本理念　……3

3　基本的推進方向　……3
(1)人権教育の目標と基本的な視点　……3
①人権教育の目標　……3
②基本的な視点　……3
(2)人権教育の基本方針　……4
①教育を受ける権利の保障　……4
②人権が尊重される教育　……5
③人権及び人権問題を理解する教育　……5
④人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育　……5
(3)土佐清水市人権教育推進計画の全体像　……6

4　基本計画(施策の展開)　……7
(1)就学前教育の(保育所・幼稚園)の取り組み　……7
(2)学校教育(小・中・高等学校)の取り組み　……9
(3)社会教育(家庭・地域)の取り組み　……14
(4)就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働　……18
(5)関係機関・NPO法人等との連携　……19

5　計画の進捗と管理　……21
(1)事業の点検と評価　……21
(2)計画の見直し　……21

資料　……22

土佐清水市人権教育推進計画

1　計画策定の背景

（1）　これまでの人権教育の取り組みの経緯

国連は、「人権教育のための国連 10 年」（1995－2004）に続く人権教育の取り組みとして「人権教育のための世界プログラム」を開始することを決議し、これが 2005 年からスタートした。このプログラムは、人権教育の具体的な行動計画を数年ごとの段階（フェーズ）に分けて示したもので、2020 年からは、第 4 段階フェーズ計画（～2024）が始まり、第 1 から第 3 フェーズの取り組みのいっそうの強化や若者を重点とした取り組みが進められている。

また、第 4 段階では、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標 4.7「（2030 年までに、持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等※、平和と非暴力の文化、グローバル市民、文化的多様性及び文化が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得するようにする。）」と連携させること等も盛り込まれている。

わが国においては、2016 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が、12 月に部落差別はまだ存在しているとして「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」等の人権三法が施行された。

また、夜間中学校の充実や不登校の子どもたちを国や地方公共団体が支援していくことを明記した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が 2017 年 2 月に施行されている。

高知県では、2003 年 3 月に「高知県人権施策基本方針」が策定され、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」の7項目が身近な人権課題として明示され、2014 年の改訂で「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」、2019 年の第 2 次改訂で「性的志向・性自認」が新たに課題に加えられ、これにより 11 項目の身近な人権課題が設定された。また、「教育機会確保法」を受け、2021 年 4 月に高知県立高知国際中学校夜間学級が開校された。

土佐清水市では、すべての市民が一人の人間として尊重され、大切にされる、平和で潤いのある人権尊重のまちづくりをめざして 1998 年 10 月に「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例」を施行した。これを具体的に実行性あるものとするため、2000 年 9 月に「人権を尊重する社会づくり行動計画」を策定し、この計画に基づき、同和問題をはじめとする各人権課題の解決に向け、取り組んできた。

行動計画策定後、12 年が経過し、高度情報化社会への進展と社会情勢の変化等からインターネットによる人権侵害や子どもや高齢者への虐待等の対応が早急に必要と

なってきた。そこで「人権を尊重する社会づくり行動計画」を見直し、2012年３月「人権を尊重する社会づくり行動計画 2012」を策定した。

しかし、人権侵害は、インターネットによる人権侵害に加えて、地震や風水害の自然災害時における避難所運営における「災害と人権」、「性的志向・性自認」「新型コロナウイルス感染症による偏見や差別」等、新たな局面を迎えている。

さらに、人権三法制定の趣旨や土佐清水市の現状などから、時代に即した人権施策の推進がますます必要となったことから、2020 年 12 月「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例」を改正し、2021 年 3 月に「土佐清水市人権を尊重する社会づくり行動計画 2021」を策定した。

このような経緯をふまえて、土佐清水市における人権に関わる施策を総合的に推進し、人権教育の取り組みが充実・深化されるように今回「土佐清水市人権教育推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

（2）計画の目的

本計画は、一人ひとりが個性の違いや異なる互いの生き方を認め合い、自由で開かれた人権が尊重される地域社会を実現していくため、その基礎となる知識や態度を学び、人権を尊重する感覚や意識を育成することを目的とする。

（3）計画の位置づけ・構成

本計画は、「土佐清水市人権を尊重する社会づくり行動計画 2021」に基づく人権意識の高揚を図るため、就学前教育、学校教育、社会教育など教育の分野における施策の推進計画として策定する。

これまで行われてきた同和教育の成果と手法を生かし、それぞれの人権問題に共通な課題を捉え、相互に関連付けた総合的な取り組みを展開していく。

本計画は、土佐清水市の人権教育の現状と課題について明確にし、それを踏まえたうえで、土佐清水市の人権教育目標と基本的な視点、具体的な基本方針、さらにそれに基づく施策の展開を示す。最後に本計画の進捗管理を記載する。

（4）計画の期間

本計画の推進期間は、2022（令和4）年度から 2026（令和8）年度までの 5 年間とする。

2　基本理念

本計画における人権教育理念を「学び」「気づき」「行動する」とする。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう（第 3 条）」にすることを、人権教育の基本理念としている。

社会の不合理を受ける人権問題は、個人の努力だけでは如何ともし難いことである。市民一人ひとりが、その果たすべき責務を自覚し、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決を図る取り組みを積極的に推進するものとする。そのためにも各教育機関や家庭・地域・職場等のあらゆる立場において ‘ひと’ を大切にする教育活動を展開して課題解決のため取り組んでいくことが肝要であり、これを本計画の基本理念とする。

3　基本的推進方向

(1)人権教育の目標と基本的な視点

①人権教育の目標

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、生まれながらにしてもっている大切な権利であり、安心して生活を送るために欠くことができないものである。しかし、現実には、人権に関する様々な問題が存在している。全ての人権が尊重され、人権を日常生活に根づかせるためには、学校、家庭、地域等がそれぞれの場で人権教育に積極的に取り組み、その問題の解決に向け取り組んでいくことが大切である。

また、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養」を図ることである。そのためには、人権についての「知的理解を広げ深めること」「人権感覚を身につけること」「人権を尊重する意欲や態度を育てること」の3点を人権教育の目標とし、自分の人権とともに相手の人権も守るための実践行動に結びつけ、人権が尊重される人にやさしいまちづくりをめざす。

②基本的な視点

人権が日常の暮らしに根づくためには、学校、家庭、地域等がそれぞれの場所で、あらゆる人を対象に人権教育の取り組みを具体的に進めることが大切である。そこで、本計画においては、人権が尊重される学校や社会をイメージして取り組みを進めることができるよう次の3つの視点でまとめた。

＜一人ひとりの自己実現を図る＞

すべての人は、自分の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく幸せに生きたいと思っている。そのためには、一人ひとりがかけがえのない人としてその存在が大切にされなければならない。しかし、現実には、さまざまな偏見・差別により、人としての尊厳が侵害され、自らの長所や可能性を見つけられず、自己実現が妨げられている状況がある。このことから、一人ひとりの自由や権利が保障され、すべての人が自らを大切な存在として捉え、そ

の可能性を最大限に発揮し、自分の生き方を追求することができる社会づくりをめざす必要がある。

<一人ひとりの「ちがい」を豊かさとして捉える>

私たちは、一人ひとりみんな異なった個性や特性を持っている。しかし、私たちの社会では、「みんな一緒」「みんな同じ」であることをもって平等と捉える傾向がみられ、そのことが時には、「みんなと同じでない人」や「みんなと同じでない行動」等を「異質」として排除することにもつながっている。このような考え方は一つの社会秩序、価値観となり「異質」とみなされた個性や特性を持つ人々に対する偏見や差別を生み、その人々の自己実現を阻んでいる場合も多く見られる。一人ひとりの「ちがい」を豊かさとして捉えることのできるよう市民に寛容性や感性を培い、一人ひとりの多様性を尊重することができる人づくりを推進していくことが必要である。

<一人ひとりのつながりを大切にする>

現代社会は、人と人との関係が希薄になってきている状況がある。人は、個人や集団との関係の中で生き、そのなかで自己の存在を確かなものと自覚する。人は、さまざまな出会いを通して、互いの存在やつながりの大切さに気づき、自他の人権を尊重しようとする心が芽生え育つものである。自分を大切に思う感覚や自分が他者から認められている、受け入れられているという感覚は、人と人との関わりから生まれ、育まれていくものである。

地域の文化・伝統行事等のなかで、人と人とのかかわりを豊かにしようとする取り組みが展開されている。このような活動と積極的に関わりながら一人ひとりのつながりを大切にした住みよいまちづくりを進めていくことが大切である。

(2)人権教育の基本方針

①教育を受ける権利の保障

日本国憲法第 26 条によって、すべての人に保障されている権利が、教育を受ける権利である。この権利は、学校教育のみならず、生涯にわたり学ぶ権利を保障していくことが重要である。学習機会を提供・充実させ、生涯学習の理念にのっとり、その環境の構築が、国や地方公共団体の責務となる。

一方、さまざまな理由から学校にいけない児童・生徒がいる。また、発達障害等、なんらかの教育支援を要する子どももいる。土佐清水市教育委員会は、これらの子どもたちに教育の機会均等の理念から、その子の実情に応じた支援策を講じ、学校・保護者・関係機関・地域が一体となって連携し、その支援に努め、学習保障をしていかねばならない。そのためにも必要に応じた人的配置や教育機材の導入などその教育環境を整える施策を講じる必要がある。

②人権が尊重される教育

人は人権が守られている所ではじめて自分の心が解放され、自分の思いや考え方を表現し、それを他者に伝えることができる。かけがえのない一人ひとりが自分らしく生きていくためには、自分の思いや考えが自由に発言でき、認められていくことが不可欠である。

そのため、学校教育・社会教育等あらゆる教育の場で人権教育が尊重される基礎的土壌を構築していかなければならない。

③人権及び人権問題を理解する教育

人権教育は「正しく学ぶ」ことが重要である。そのため、人権問題を他人事として捉えることなく、自分の身近にある問題であることを自覚する。また、学校教育においては、人権教育に関わる教育活動に学校間で温度差がないように教職員の意識統一と人権教育担当者会を通じて市内全学校の研修体制及び情報交換の充実が必要である。

また、学校教育以外においても、市内の関係機関等と連携し、参加型体験学習・地域教材・職場体験学習・ゲストティーチャー※・フィールドワーク等を通して、人権問題が自分の生活と深く関わっていることを理解することが大切である。

④人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育

文部科学省は、人権教育の考え方を「自他の人権の充実と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることをめざす」総合的な教育と位置づけている（人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」）。『市史』『地域教材集』「過去の実践事例」等から研究し、学びながら、一人ひとりが個人として認められ、大切な社会を実現するためにはどのような「見方」「技能」「態度」が必要かについて具体的に考えることが必要である。

（3）土佐清水市人権教育推進計画の全体像

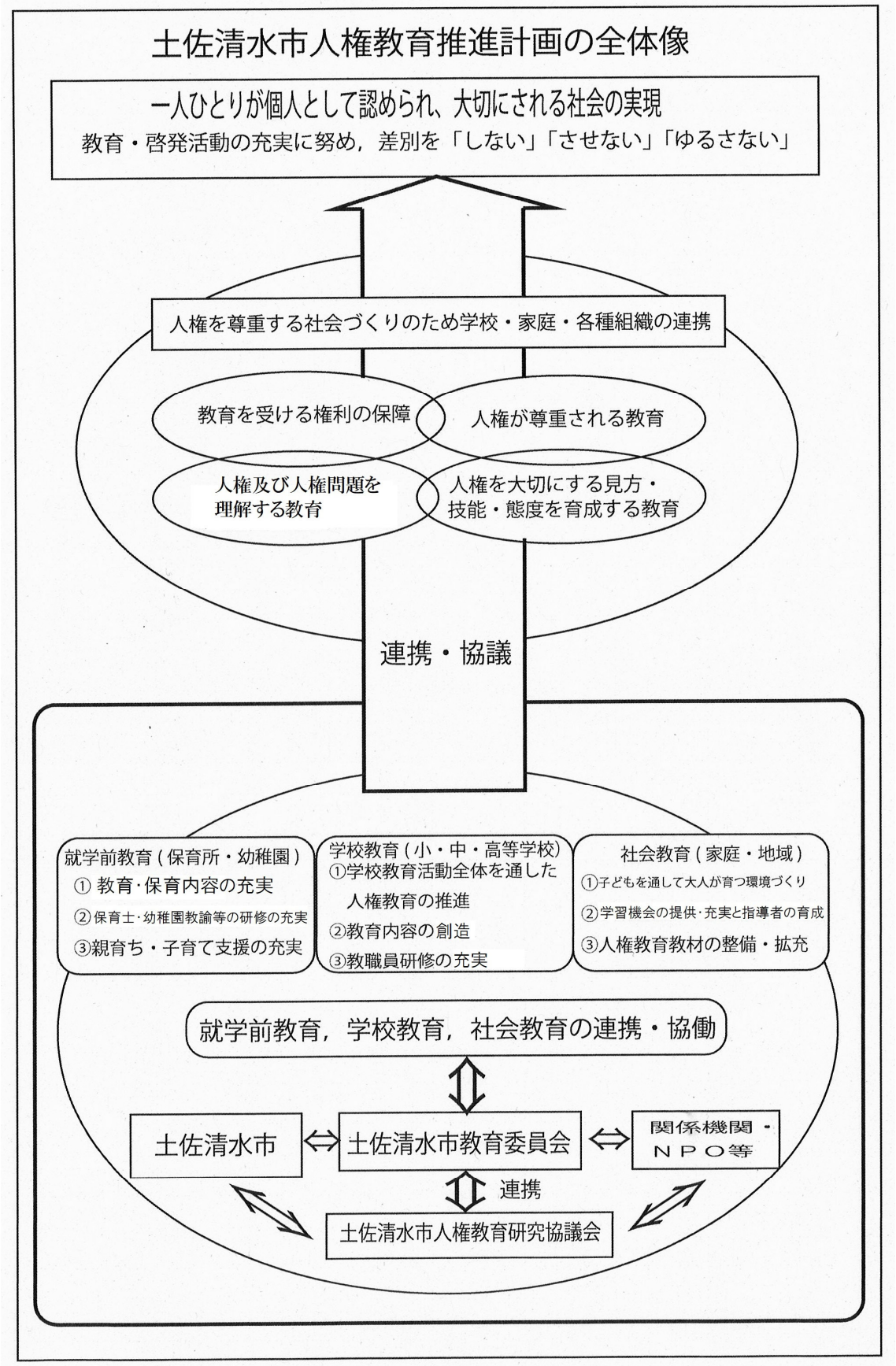

4. 基本計画【施策の展開】

就学前教育、学校教育、社会教育、それぞれの教育分野が連携・協働し、その発達段階に応じた適切な人権教育とその取り組みが推進できるよう基本計画【施策の展開】を策定する。

(1)就学前教育(保育所・幼稚園)の取り組み

①教育・保育内容の充実

保育所・幼稚園では友だちとの関わりの中でなかまを大切にする心豊かな子どもを育て、体験や遊びを中心とする生活の場で一人ひとりの子どもに応じた支援が必要である。地域、人との交流を通じて自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育む教育・保育を推進していく。

事業名称	事業の概要	到達目標
個別の支援が必要な子どもへの理解と支援	○保護者や各専門機関と連携し、個々の子どもに応じた支援を進める。	・定期的な情報交換会等を実施し、適切な支援を行うことで、より良い成長が育まれている。
高齢者や地域との交流	○高齢者や地域の方と各保育所及び幼稚園関係行事等を通して交流を図る。	・年１回以上は高齢者や地域の方々との交流ができている。 ・思いやりの心が育っている。
じんけんフェスティバル・各地区実行委員会による解放文化祭等への参加	○じんけんフェスティバル・各地区実行委員会による解放文化祭等に園児や保育所・幼稚園職員が参加する。	・解放文化祭等に参加し、地域との交流によって人権意識が育まれている。 ・保育所・幼稚園職員が各事業に10名以上参加している。

②保育士・幼稚園教諭等の研修の充実

人権を大切にした教育・保育を実施するには、保育士等が身近な人権課題について正しい理解と認識を深め、自らが人権尊重の理念を理解していくことが求められる。そのためには充実した研修等を継続的に行うことが必須である。土佐清水市では、研修・学習会・講演会等により人権意識、人権感覚を高めていく。

事業名称	事業の概要	到達目標
保育所・園内研修	○乳幼児保育の充実に向け、保育士の専門性の向上をめざし、学び合い職員の連携を図る。	・保育士の専門研修に積極的に参加している。 ・欠席した職員へ伝達等、学び合う体制ができている。 ・職員間で共通理解を図り、意思統一して関わり合い、望ましい成長につながる組織体制ができている。
人権学習会	○講師を招聘し、職員・保護者も交え人権に関する学習会を行う。保育所が行う取り組みを地域課題別人権問題学習会事業として支援する。	・保護者との共通理解を深め、人権意識を高めるため年 1 回は学習会を実施している。
就学前部会	○学習会の他、各保育所・幼稚園の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。 ○研究協議により自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高める。	・子どもたちの生きる喜びを育み、人権意識が高まっている。
研究大会、研修会等への参加	○講演会の他、各分科会において保育所・幼稚園等での実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。 ○研究協議により自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高める。	・会への積極的参加を促し、職員の人権に対する認識が深まっている。 ・研究大会等に 10 人以上参加している。
土佐清水市人権教育推進講座	○1～5 年目までの若年保育士を中心に、講座受講を義務付け、人権意識と知識の高揚を図る。 ○身近な人権課題を学習する場として、人権教育推進講座を受講する。	・人権意識を高め、人と人とのつながりを大切にできる人材が育っている。 ・様々な人権課題を正しく理解し、認識を深め、解決への実践力が身についている。 ・1～5 年目の保育士全員が受講している。

③親育ち・子育て支援の充実

保護者や地域の実態に応じた保育を進め、子育てに不安や悩みを抱えている保護者を支援し、安心感が得られる生活環境を構築することが必要である。

乳幼児期に重要である自尊感情を育み、子ども自身が愛されているということを体感・実感できるような取り組みを積み重ねていく。

事業名称	事業の概要	到達目標
家庭訪問の実施	○一人ひとりの子どもを取りまく環境を踏まえた保育を進める。	・情報交換会を実施し、必要に応じて家庭訪問を行うことにより、保護者との信頼関係を築き、家庭と連携した子育てを推進できている。
クラス懇談会	○保育所・幼稚園内での一人ひとりの様子や成長を喜び合える、保護者同士の交流の場をつくる。	・保護者同士の交流を通じて、子育てを共に楽しめる関係を築くため、クラス懇談会を年２回実施できている。
家庭支援推進保育事業	○日常生活において家庭環境に配慮の必要な家庭を支援する。	・保護者との信頼関係を築き、より良い子育てにつながっている。そのため年１回は学習会等を実施する。

(2)学校教育(小・中・高等学校)の取り組み

①学校教育活動全体を通した人権教育の推進

土佐清水市の人権教育は、同和問題をはじめ様々な人権問題について、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のそれぞれの特質を踏まえ、教育活動全体を通じて、各校で工夫を凝らし取り組みを進めてきた。しかし、これまで市内全校で共通した教材や、系統的な計画のもと実施されてこなかった弱さがある。そのため、中学校入学後の生徒の認識にばらつきが見られ、有効かつ効果的な取り組みに発展させるには至っていないのが実情である。

そこで、中学入学までの小学校段階での足並みをそろえた取り組みの実施と、中学入学後、さらには高等学校での発展的・有効的な取り組みができるような計画が必要である。

また、特別な支援を要する児童・生徒や弱い立場におかれている児童・生徒が生き生きと学校生活を送ることができるための取り組みも並行して継続的に行うことが必要である。

今後も、一人ひとりの人権が「守られ」「守る」にはどうあるべきかを考えられる人権教育を推進していく。

指導者側★　児童・生徒側◎

事業名称	事業の概要	到達目標
人権教育全体計画	○各校の実情を考慮しながらも、決して逃してはならない、差別の現実に目を向け、子どもたちの豊かな感性をゆさぶるような内容の創造をめざして計画を作成する。 ○各校において、人権教育目標の到達度を明確にするために、「めざす子ども像」と「具体的に身に付けるべき力」を定め、その到達に向けて各教科等とも関連させながら取り組んでいく。 ○計画は各校で毎年評価・分析して見直しを図り、改善したものを持ち寄り、共通する課題を明確にし、常に共通確認の作業を通して、より実情に即した計画を作成する。	★人権教育目標の到達に向けて具体的な計画が策定されている。 （「めざす子ども像」と「具体的に身に付けるべき力」を定め、その到達に向けて各教科との関係が明確に示されている。）
土佐清水市小学校共通教材	○小学校6校が、同和教育についての共通教材に対する認識を高め、改善・作成に努め、足並みを揃えて中学校に進めるように取り組む。中学校においてもなおこの教材を通して学習を深めていく。 ・全国水平社※ ・教科書無償運動 ○高知市での教科書無償運動の歴史を学習し、自らの力で、奪われた教育の機会を取り戻す運動を学ぶことで「学ぶ」ことの大切さ、「生きる」ことの素晴らしさを理解し、これからの自分の生き方につなげる。 ○教科書無償運動によって「生きる力」、すなわち「字」を取り戻した証である「字を覚えて、夕焼けが美しい」の教材と合わせて、学ぶことにより、有効な学習を図る。	★「学ぶ」という行為の大切さを理解し、高知市の教科書無償化の運動やその歴史について市内全小学校で学習している。 ★小学校で学習したことをもとに教科書無償化の歴史について中学校では更に深化した学習が実施できているか。

地域における体験学習（小学校５・６年生、中学生）	○フィールドワークを行うことで、地域に残る差別と闘った歴史に学び、その姿から地域へのアイデンティティー※を育むことにより故郷・土佐清水への誇りを持たせる。 ○差別がいかに不合理であるかを学ぶことにより、誰もがありのままの姿で尊重される街づくりを行うための取り組みを深める。 ○職場体験を行うことで、懸命に働く姿の一端を体験し、人としての生き方を学び、自己の将来について考える。	◎差別の問題を自分のこととして捉え、差別の不合理さに気づき、差別のない社会に向けて考えることができている。（振り返り・感想文等）
中学校・高等学校の総見活動	○人権講演会・人権映画鑑賞等を通して、身近な人権について考える機会を持ち、自らの行動に目を向け、自分たちの身のまわりに起こっている人権侵害についての認識を深める。	◎人権教育に関する様々な考えや意見を講演会や映像を通して学ぶことにより、人権感覚の高まりを感じることができる。（日々の行動、作文等）
特別支援教育の充実	○特別支援学級の児童・生徒はもとより、通常の学級の中で特別な支援を必要としている児童・生徒に対して正しく理解するとともに、一人ひとりの「良さ」と「ちがい」が認められる取り組みを行う。 ○「障がい」について正しく理解するとともに一人ひとりの「よさ」と「ちがい」を認める。体験学習（アイマスク、車椅子、手話体験等）を通して、日常の生活における生きづらさについて理解する。	◎児童・生徒が障がい等を正しく理解し、互いの「良さ」や「ちがい」を認めながら生活していこうとしている。（日々の行動作文等）
校内支援委員会	○児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援を考えるため、関係機関と連携しながら定期的に開催する。	★児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応える支援体制が整い、適切な支援ができている。

「なかまづくり」の推進	○ハイパーQ-U 調査※を活用する等、子どもの心的状態や学校(学級)生活の様子について把握する。 ○各教科等や学校行事を通して、お互いを認め合い、自分も友だちも大切にする感情を育む。	★◎学校(学級)生活満足群に位置する児童・生徒の割合が増えている。
関係機関との連携	○地域・学校・家庭・関係機関の適切な情報交換により「虐待・いじめ防止」「不登校対応」を推進する。 ○「虐待・いじめ防止」「不登校対応」について、家庭児童相談室・適応指導教室※・SC(スクール・カウンセラー)※・SSW(スクール・ソーシャル・ワーカー)※を活用しながら、関係機関が連携した取り組みを行う。 ○情報リテラシー※及び情報モラル教育の充実を図る。 ○少年補導センターの中高生弁論大会等を通して生徒の自尊感情を醸成する(人権に係る主張)。	★各関係機関の円滑な情報交換が行われ、連携して取り組める体制ができている。 ★状況の改善・課題の解決が図られている。 ★弁論大会を通じて、生徒の人権意識が育まれている。

②教育内容の創造

夢や志を持ち、自分で未来を切り拓くことのできる児童・生徒の育成が求められている。このことは同時に、児童・生徒が主体的に物事に取り組める教育内容の創造が求められていることにほかならない。

児童・生徒の感性を高め、自分で課題を見つけ解決していく力をつけるために以下の事業を行い、PDCAサイクルを回すことで質の向上を図っていく。

事業名称	事業の概要	到達目標
「志」作文ジョン万コンクール	○作文を書くことを通して、郷土の先人ジョン万次郎の「ジョン万スピリット」(高い志を持ち、たくましく生き抜く力)を持った児童生徒の育成をめざす。	◎自分の将来について夢を語ったり、文章表現したりすることで「ジョン万スピリット」を持った児童・生徒が育成されている。
不登校対策推進事業	○不登校児童・生徒及び保護者への支援のため、SSW・適応指導教室・家庭児童相談室等と連携して子どもたちの未来を保障する。	★各機関が情報共有し、連携して取り組める体制ができている。

学校給食事業	○「給食メニュー」と「教科」を関連づけ、栄養教諭等の専門性を活かし、食育指導を行う。 ○毎月 19 日を「食育の日」と定め、地産地消の食材を利用し、献立メニューを立てている。また、その際には、校内放送にて食材の産地の紹介や、「生産者の方々への感謝の気持ちを忘れないように」との趣旨の呼びかけを行っている。	★食育を通じ、児童・生徒の健康意識が向上している。 ★給食は地産地消が進められており、食材を通じて生産者への感謝の気持ちが育まれている。
実践的防災教育推進事業	○学校が地域や関係機関と連携し、児童・生徒の「早期避難意識の向上」及び「防災力の向上」につながる防災教育を積極的に推進していく。また、地域の方々の防災意識の啓発や防災力の向上を視野に入れて、地域住民や市及び各関係機関と連携した自助・共助・公助※を基盤とする防災教育を展開する。 ○災害と人権について、災害時においてもすべての人権が守られるようその教育・啓発を推進する。	★アンケート調査を通して児童等に「防災意識」や「防災や減災に係る取組」の現状と課題を把握でき、意識の変容につながっている。 ★防災教育の実施に加え、避難場所におけるプライバシー保護、要配慮者への対応等が身についている。

③教職員研修の充実

すべての教育の基盤である人権教育を進めるにあたっては、まず、教職員自らが人権尊重の理念を理解していかなければならない。そのためには、主体的に人権問題に目を向け、知らないことを知ろうとする姿勢を大切にし、継続的に研修を行うことが肝要である。

土佐清水市では、研修の場として以下のようなものがあり、フィールドワークや実践交流、講演会等により教職員の人権意識・人権感覚の向上を目指している。

事業名称	事業の概要	到達目標
土佐清水市人権教育担当者会	○各校の人権教育主任と校長会の代表者、教育研究所の代表者、教育委員会の指導主事（事務局）で組織され、年間の活動計画や共通事項の確認、情報交流を行う。 ○各校で実施する人権教育の公開授業を通じて、その専門性を高め合う。	★研究テーマのもとに主体的に取り組むことにより、人権課題を考え、取り組もうとする児童・生徒が育っている。

土佐清水市人権教育研究協議会関係事業	○人権意識・人権感覚を高めるために講演会の開催や就学前部会・学校教育部会・行政部会・社会教育部会の4つの部会代表者による実践発表を行う。	★人権課題を自分事として捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。
教職員の地域研修（土佐清水市教育委員会）	○小中高の教職員は、校区全域にわたり人権課題をつぶさに知る義務がある。そのために、校区を隈なく探索し、自らの脚で歩き、見聞する作業は、教育にとって非常に大切なことであり、必要なことである。そこで２回の研修を実施していく。特に中高は、校区が市全域であり、特に地域の実情を把握する必要がある。 ・1回目は、本市の教育行政方針や人権教育の取り組みについて講話を聞く。 ・2回目は、福祉センター館長より、地区の概要やセンターの役割について説明を聞き、地域の方の体験を聞く。その後、フィールドワークを行う。これらの取り組みを通じて、本市の人権教育の実情を捉える。また、参加者間で意見交換を行い、差別の問題と自分自身との関わりについて考える機会を持つ。 ・3回目は、教職員も教科書無償化の歴史等、人権教育の地域教材を学習していく機会を持つ。	★本市の人権教育の概要や課題等を知り、学校の教育活動の一助となっている。 ★市内小中学校の転入教職員が全員参加できている。止むを得ず欠席の場合は、独自に長期休業を利用して研修ができている。 ・教員自身が人権教育の地域教材を学習しているか。

（3）社会教育（家庭・地域）の取り組み

①子どもを通して大人が育つ環境づくり

次世代の担い手である子どもたちが自己を確立し、心豊かに成長するためには保育所や学校だけでなく家庭・地域が連携し、社会全体で人間性を育む取り組みを推進していく必要がある。

地域課題として特に問題となっている少子高齢化、これに伴う核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫等、社会環境が著しく変化してきている。子どもたちと保護者・地域の人々が協働して地域行事や活動に取り組む等、共に学ぶ場所をつくり、明るく差別のない地域をめざして一体となり取り組みを進めていくことが大切である。

事業名称	事業の概要	到達目標
じんけんフェスティバル・各地区実行委員会による解放文化祭等（再掲）	○人権啓発資料の展示・講演会・福祉センターでの意見発表を通して差別の解消に向けた取り組みを行う。	・前年度出席者数と比較し、出席者数が10%増加している。

	○人権啓発資料の展示・講演会・解放子ども会の取り組み、保幼小中高の発表や参加者同士の交流等を通じ、人権について考える機会を創出する。 ○各地区実行委員会による解放文化祭・じんけんフェスティバル等への発表以外に小中高生の参加者を増やす工夫を学校と連携して取り組む。	・小中高の児童・生徒等の若者が参加できる体制を保育所・幼稚園・小中高の学校に働きかけることにより、20 歳未満の若者の出席数が30人以上となっている。
PTA研修会及び人権教育講演会等	○人権意識の高揚を図るために家庭・地域が連携し、PTA を中心とした保護者・子ども・地域・教職員全体の研修会を実施する（人権を尊重する社会づくり事業補助金の活用）。 ○各校において計画的な人権教育の講演会を実施する。その際にゲスト・ティーチャー※を有効に活用する。 ○青少年の健全育成を目的として市 P 連等により、子どもを中心に据えた事業を実施し、地域や関係機関との協働を図る。	・保護者・子ども・地域・教職員が、講演会・発表会等を通じて学び・考え、また、課題解決に向けて研究協議をしていく。そのために保育所・幼稚園・小中高の学校において少なくとも年 1 回の人権に関わる講演会を実施してその啓発を図っている。 ・校区全域の住民へ、講演会の参加を周知し、人権意識を高め、人権課題の解決を図るよう努めている。そのために少なくとも市内保幼小中高が年 1 回の人権教育講演会を開催する。 ・市P連等により青少年健全育成のための事業を展開している。
じんけんの花運動	○子どもたちが命の大切さ、思いやりの心を育み、人権意識の高揚が図られるよう、人権擁護委員等とともに「じんけんの花」を植え、活動を通して人権意識を育てる活動を行う。	・園児・児童・生徒が協力し、花を植え、育てることによって生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を培うために思いやりの心が育っている（年間 3 か所以上実施）。

②学習機会の提供・充実と指導者の育成

アンケート調査や市民の意識調査などエビデンス※に基づき、明確なねらいを持って研修会や学習会を実施する。その活動の中で人権についての問題意識や心の育成を図り、核となる人材を育成する。そのためにも、時勢と実態に応じた人権学習を推進する。

事業名称	事業の概要	到達目標
社会教育関係職員等の研修	○職務に必要な専門的知識を身につけ、資質の向上を図るために様々な研修に積極的に参加する。	・人権問題についての共通の理解と認識を図り、人権尊重のまちづくりを推進するため、市外で開催される具体的・実践的な研修会に少なくても年１回以上は参加している。
土佐清水市人権教育推進講座（再掲）	○11 項目の人権課題に対する理解と認識を深め、人権問題解決への実践力を高める。 ○1～5年目までの行政職員の講座受講を義務付け、人権意識と知識の高揚を図る。	・研修内容を充実したものとするために、事後アンケートの分析をしっかりと行い、次回の講座に生かす。 ・各講座にそれぞれ 20 人以上は参加している。
土佐清水市人権教育研究協議会関係事業（再掲）	○定期総会講演会のほか、学校教育部会研修会の各校実践発表、市人教研究大会での各分科会（就学前部会・学校教育部会・行政部会・社会教育部会）ごとの実践報告等を実施し、それを基に研究協議を進めて自己研磨を図る。 ○学校教育部会では、各校に研究推進委員を置き、年 3 回の研修会を行い、各校間の情報交換に努めて研修を深める。 ○市内で開催される各人権に関する取り組みに市民や各校・関係機関が協力し、連携を図る。	・「差別の現実に深く学ぶ」を基本方針として、まず自ら進んで参加し、人権問題を他人事とせず、自分の身近にある問題であることを自覚し、人権意識・人権感覚が高まっている。各部会にそれぞれ 30 人以上参加している。

転入教職員・新規採用行政職員等人権研修	○転入教職員・新規採用行政職員に対し、本市の人権施策や地域の実情に係る研修会を実施する。 ○参加者が意見交換を行い、差別の問題と自分自身の関わりについて話すことで、差別を自らの問題として捉えることができる。これにより、差別解消を自らの問題として主体的に取り組むことができる人材の育成に努める。	・今後の各職場での人権教育・人権啓発の実践につながっている。 ・新規採用職員が全員参加している。 ・本市の現状や地域の実情について、正しく理解・認識し、課題を的確に捉えて、その解決に向けて取り組める人材育成の一助となっている。
公民館主催事業	○地域住民の人権意識の高揚を図るため、地域の現状や課題・社会状況等のさまざまな情報収集に努め、夏季大学・冬季大学等で、社会の動向に対応した事業を企画し、実施する。	・学習・情報・文化の多様なニーズに的確に応える生涯学習推進の中枢施設として、市民生活に密着した情報提供の役割を果たすことができている。 ・人権をテーマにした講演会の参加者が 300 人以上参加している。
図書館主催事業	○市民が安心・快適に利用できる図書館サービスを行う。また、各種事業・講座を人権教育の視点を持って実施する。	・学習・情報・文化の多様なニーズに的確に応える生涯学習推進の中枢施設として、市民生活に密着した情報提供の役割を果たすことができている。

③人権教育教材の整備・拡充

人権教育、人権啓発を効果的に進めるための教材の整備について、写真パネル等の展示は毎年できており、市民にこれを周知することはできている。しかし、今ある教材を整備し、新たに人権教育に活用できる教材を作成する必要がある。

人権問題についての認識を深めることができる優れた教材の購入を順次進め、人権関係教材や資料の整備状況についての情報共有を進めていく。

また、人権学習において効果的な最も貴重な教材とは、さまざまな人権問題の中で、差別にあらがい、闘ってきたその姿そのものである。その生き方を語ることができる人材の育成や発掘が非常に大切であり、そのための取り組みを推進する。

事業名称	事業の概要	到達目標
人権関連の教材・資料の整備 ・指導案/教材については教育センターに保管 ・部落史学習等の資料については生涯学習課に保管	・人権学習、啓発活動の推進に有効な教材を整備するとともに、市民の多様なニーズに応じるため、研修情報等が共有できるよう、人権関係資料を作成・整理し、活用することにより、人権問題を身近なものとして考えていく。	・人権学習、啓発活動の推進に有効な教材や資料等を人権関係資料として活用できるよう資料整備や収集ができている。(生涯学習課)
人権学習講師団の構成と整備 (じんけん課・生涯学習課)	○各種人権問題の語り部の発掘を行う。 ○部落差別・戦争体験・障がい者差別・子どもの権利・女性問題・異文化・インターネットによる人権侵害・災害と人権・性的指向・性自認等の講師団組織づくりに取り組む。	・土佐清水市における、人権課題を明確にし、その学習のために、借りものではなく、本市に生きる、生き証人となる語り部が育成され、その講師団が組織できている。

(4)就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

さまざまな社会情勢の中、人と人とのつながりが希薄になっている現在、人権教育と啓発を進めていくうえで、就学前教育と学校教育、地域の教育力の活用によって地域とのつながりが強くなる。市内での交流体験や地域教材を学ぶことで、人権問題をより身近なものとして捉えていく。

事業名称	事業の概要	到達目標
じんけんフェスティバル・各地区実行委員会による解放文化祭等(再掲)	○人権啓発資料の展示、講演会、福祉センターにおける意見発表を通して差別の解消に向けた取り組みを行う。 ○人権啓発資料の展示、講演会、解放子ども会の取り組み、保幼小中高の発表等や参加者同士の交流を通じ、人権について考える機会を創出する。	・多くの地域住民参加による交流活動等により、11 の人権課題の解決に向けた取り組みを行い、「人権」を身近なものとして捉えることができている。各事業それぞれ 200 人以上の参加者がいる。

	○特にじんけんフェスティバルへの取り組みについて、発表者以外の小中高生の参加の工夫を学校と連携して取り組む。	・小中高の参加者を募るための工夫ができている。 ・小中高の若者層の参加者増を図る。小中高生の参加者が 30 人を超えている。
土佐清水市人権教育研究協議会関係事業(再掲)	○市人教・各関係機関・行政主催の研修会以外に、就学前教育、学校教育、社会教育に関わるすべての市民のための、市民による学習会の開催を図る。 ○市人教・教育委員会・土佐清水市が連携し、幡多地区人権教育研究協議会主催・人権フェスティバルにおける小中学校の公開授業、保幼の展示等に参加し、人権啓発に取り組む。	・あらゆる立場を超えて、一人の人間として、主体的に参加できる体制が整備されている。 ・それぞれの部会で 30 人以上の参加者がいる。 ・市内の保幼小中高や関係機関・組織が総力をあげて公開授業や展示等の実践交流を行うことができている。

(5)関係機関・NPO法人等との連携

人権教育を進めるにあたって、関係機関との連携は不可決であり、就学前教育・学校教育・社会教育のそれぞれの取り組みにおいて、関係団体との連携は、より効果的な人権教育の実践に有効である。

事業の名称	事業の概要	到達目標
土佐清水市人権教育研究協議会関係事業(再掲)	○定期総会(5 月)、学校教育部会研修会(7月)、研究大会(8 月)、人権啓発講演会等を計画し、人権教育と啓発を推進する。	・差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する人権教育の確立をめざし、協議会の個人会員が 500 人を超えている。
県内外の研究大会、研修会等への参加	○県人教・四人教・全人教への参加を募り、研修の場の確保を行っている。また、講演会や分科会への参加を通して、人権意識や人権感覚を高める工夫を行う。	・各研究大会に 3 人以上参加できている。

「解放子ども会」 「人権サークル」	○小学校では各福祉センターにおいて、行われている「解放子ども会」の活動を支援する。 ○中学校で実施されている「人権サークル」は、すべての子どもたちの生活・教育環境に目を向け、一人も取りこぼさない教育を目指して行われている。一人ひとりが抱えている「生きづらさ」や「重荷」等の様々な事象からの解放を願い、自己決定できる自分づくりを形成する場となっている。 ○各福祉センターと連携し、ディサービスでの高齢者参加の事業に、小学生との交流事業を行う。	・自らの解放を願い主体的に集うなかまを、一人でも多く参加できるように取り組むことができている。 ・NPOそよ風等の学校以外の組織の支援も受け、活動を広げることができている。 ・「解放子ども会」「人権サークル」の活動が、教職員の人権意識の高まりにつながっている。 ・「解放子ども会」「人権サークル」の児童・生徒が学校の「なかまづくり」のリーダーになっている。 ・高齢者との交流を通して、子どもたちの育成に努め、地域とつながっている。
日本語学級との交流	○日本語学級との交流を行い、異文化に触れ、在日外国人の方々の生活の困難さを知ることにより、その生きづらさや、苦労を理解し、多文化を理解することにより、ともに生きるという意識の向上を目指す。	・本市でたくましく生きる外国出身の方々の思いや願いを知る。その上で母国の誇りや、アイデンティティー※に接することにより、互いに共生していく大切さを考える。そのためにも日本語学級を月１回以上実施している。 ・NPO法人そよ風等の協力を得て活動を展開している。
土佐清水市社会福祉事業	○市内の福祉に関わる事業所の活動や、障がい者支援施設「さんごはうす共同作業所」「太陽の家」等と連携し、体験学習を行い障がい者理解、高齢者理解を推進していく。	・体験学習を通して、生きづらさを抱え生活している人が身近にいることに気づき、共にいきていこうとする意識を深めることができる。そのためにも体験学習を年１回以上開催している。

5　計画の進捗と管理

(1)事業の点検と評価

計画の進行管理にあたっては、人権教育推進計画点検・検証委員会で行い、その進捗状況の点検・検証を通じて、確実な推進を図る。点検・検証には、その成果と課題を整理し、次への取り組みにつなげていく。

(2)計画の見直し

計画は、毎年度取り組みの進捗状況・評価・検証を行うこととし、必要に応じて計画の見直しを適宜行っていく。

資　　料

○用語の解説

※（1頁）「ジェンダー平等」

一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

※（5頁・15頁）「ゲストティーチャー」

学校の授業や子ども会の活動、その他の団体の活動などに招かれた一般市民の指導者のこと。

※（10 頁）「全国水平社」

1922 年（大正11）3 月 3 日、京都・岡崎公会堂に約 3000 人が結集し、部落差別と貧困からの解放を求めて結成された全国組織。ここでは「水平社宣言」が採択された。来年度で結成 100 年を迎える。

※（11頁・21 頁）「アイデンティティー」

自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。同一性。

※（12 頁）「ハイパーQ-U 調査」

Questionnaire Utilities の略で「楽しい生活を送るためのアンケート」で、学級満足度調査ともいう。子どもたちの学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を調べるために実施する。

※（12頁）「適応指導教室」

長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に公的な施設に部屋を用意し、そこで学習に向かうためのエネルギーを蓄えることを目標に運営している教室。

※（12頁）「SC」

スクールカウンセラーの略。教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※（12頁）「SSW」

スクールソーシャルワーカーの略。子どもと向き合うだけでなく、家庭や学校、行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する専門家。

※（12頁）「情報リテラシー」

情報と識字を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のことである。

※（13 頁）「自助」「共助」「公助」

自助： 自分で自分を助けること。共助： 家族、企業や地域コミュニティで共に助けあうこと。公助： 行政による救助・支援のこと。

※（16頁）「エビデンス」

「証拠」「根拠」「形跡」等の意味で使用され、主に「裏づけがされているか」という意味で使用されることが多い。

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」
＊［第一次とりまとめ（平成16年6月）］；「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示
＊［第二次とりまとめ（平成18年1月）］；指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

⇒［第三次とりまとめ］；第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載　【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

指導等の在り方編

第Ⅰ章　学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、**「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり**、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】

- 自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的な行動
- 自分の人権を守り他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度
- 人権に関する知的理解（知識的側面）
- 人権感覚（価値・態度的側面／技能的側面）

人権が尊重される教育の場としての学校・学級

第Ⅱ章　学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

第1節　学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

第2節　人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

第3節　教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

実践編

「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

Ⅰ　学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1～9】

- ○ 全体計画及び年間指導計画の例
- ○ 学校としての取組の点検・評価の取組例
- ○ 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

Ⅱ　人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- ○ 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- ○ 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- ○ 効果的な学習教材の選定・開発の例
- ○ 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- ○「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- ○ 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

Ⅲ　教育委員会及び学校における研修等の取組【事例31～43】

- ○ 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- ○ 効果的な研修プログラムの例

など

土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例

すべての人間は，生まれながらにして自由であり，かつ，尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は，人類普遍の原理であり，日本国憲法においても，法の下の平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に，すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし，大切にされる人権尊重の社会をつくることは，私たちみんなの願いである。

しかし，現実社会には，同和問題をはじめ，女性，子ども，高齢者，障がい者，HIV感染者等，外国人，犯罪被害者等，インターネットによる人権侵害，災害と人権，性的指向・性自認などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。

特に近年においては，情報化の進展に伴ってインターネット上での悪質な書き込み，真実ではない情報の流布による誹謗中傷などの人権侵害や外国人に対するヘイトスピーチなど，新たな課題が生じている。このような状況の下，国は，平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を施行，「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」を相次いで公布・施行した。これらの差別の解消を目的とする法令等の趣旨にのっとり，私たちは，これまで以上に力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかなければならない。

ここに，私たちは，様々な人権問題について正しく理解した上で，差別を許さないという意思と行動を示し，そして一人ひとりの違いや生き方を認め支え合い，自由で開かれた共生社会の実現を目指し，人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意する。

（目的）

第1条　この条例は，日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として，基本的人権が尊重される社会づくりのため，市及び市民（市内に在住する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の果たすべき責務を明らかにするとともに，施策の方針に関し必要な事項を定め，同和問題の早期解決のため部落差別の撤廃とあらゆる人権に関する問題への取組を積極的に推進し，もって真に人権が尊重される地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務等）

第2条　市は，前条の目的を達成するため，人権が尊重される社会の環境づくりと人権意識を高めることを目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極

的に推進し，市行政のあらゆる分野において人権に配慮し，人権尊重の意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

2　市長は，人権意識を高めるため，必要に応じて本市における人権に関する実態について公表できるものとする。

（市民の責務）

第3条　市民は，互いの人権を尊重し，自らが人権を尊重する社会づくりの担い手であることを認識するとともに，人権を尊重する意識の向上に努めるものとする。

2　市民は，市が実施する人権施策の推進に積極的に協力するものとする。

（施策の推進）

第4条　市は，部落差別をはじめ，あらゆる差別をなくし，人権を尊重する社会づくりをめざし，人権施策を総合的かつ計画的に推進するため，人権を尊重する社会づくり行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるものとする。

2　行動計画には，次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

（1）　人権尊重の基本理念

（2）　人権尊重の意識の醸成及び高揚に関すること。

（3）　同和問題並びに女性，子ども，高齢者，障がい者，HIV感染者等，外国人，犯罪被害者等，インターネットによる人権侵害，災害と人権，性的指向・性自認，その他の人権に関する分野ごとの施策

（4）　前3号に掲げるもののほか，人権施策を推進するために必要な事項

（教育・啓発活動の充実）

第5条　市は，人権を尊重する社会づくりのため学校，家庭，各種組織等と連携を密にし，教育，啓発活動の充実に努め，差別をしない，させない，許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

（実態調査等の実施）

第6条　市は，前2条の施策の策定及びその効果的推進のため，必要に応じ実態調査等を行うものとする。

（推進及び相談体制の充実）

第7条　市は，人権施策を推進するため，国・県及び関係団体等との連携を図り，推進体制の充実に努めるものとする。

2　市は，あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため，必要な相談体制の充実に努めるものとする。

（協議会）

第8条　市は，人権施策の策定と推進に関し必要に応じて重要事項を調査協議するため，土佐清水市人権を尊重する社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2　協議会は，人権尊重の社会づくりに関する事項に関し，市長に意見を述べることができる。

3　協議会の組織及び運営に関する必要な事項は，市長が別に定める。

（委任）

第9条　この条例の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

土佐清水市人権教育推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条　土佐清水市人権教育推進計画（以下「推進計画」という。）の円滑な策定を図るため、土佐清水市人権教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）推進計画策定に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、推進計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから土佐清水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

（1） 学識経験者

（2） 教育関係者

（3） 関係する各種団体に属する者

（4） その他教育委員会が必要と認めた者

（任期）

第 4 条　委員の任期は、委嘱の日から推進計画策定の日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、教育委員会が招集する

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（作業部会）

第7条　委員会は、その下に土佐清水市人権教育推進計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置することができる。

2　作業部会の部会員については、関係職員の中から教育委員会が任命する。

3　作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）推進計画の策定に関する調査・研究に関すること。

（2）推進計画の素案・原案作成に関すること。

（3）その他、推進計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

（庶務）

第 8 条　委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

（秘密の保持）

第 9 条　委員及び委員であった者は、委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第 10 条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

この告示は、令和 3 年 5 月1日から施行する。

土佐清水市人権教育推進計画策定委員

任期：令和3年5月1日～令和4年3月31日

	氏　名	所　属	備　考
1	岡﨑　哲也	土佐清水市教育長	
2	斧川　哲也	清水中学校校長	委員長
3	佐竹　正史	土佐清水市小中学校校長会会長	副委員長
4	岡野眞知子	土佐清水市立保育所園長会代表	
5	和田　祐二	清水中人権教育主任	
6	中屋　俊也	下ノ加江小学校人権教育主任	
7	奥谷　　哲	土佐清水市社会教育委員代表	
8	浜岡　　篤	土佐清水市人権教育研究協議会会長	
9	早川　幸夫	土佐清水市小中学校PTA連絡協議会会長	
10	浜口　和也	部落解放同盟土佐清水市連絡協議会議長	
11	亀谷　幸則	じんけん課長	
12	中津　恵子	こども未来課長	
13	田村　五鈴	生涯学習課長	
14	谷崎　　清	教育センター所長	
15	勝間　康人	教育センター主任研究員	

事務局

1	池内　正樹	生涯学習課長補佐
2	田村　公利	生涯学習課市史編さん室長
3	池　　正澄	こども未来課長補佐
4	永野美華子	こども未来課　指導主事

土佐清水市人権教育推進計画策定委員会作業部会

令和3年6月18日～令和4年3月31日

所　　属	職　名	氏　名
生涯学習課	課長補佐	池内　正樹
	市史編さん室長	田村　公利
	生涯学習係長	由岐　直久
こども未来課	課長補佐	池　　正澄
	学校教育係長	坂本　　壮
	子育て支援係長	宮口　佑司
	指導主事	永野美華子
下ノ加江保育園・足摺岬保育園	園長	岡野眞知子

土佐清水市人権教育推進計画点検・検証委員会設置要綱

（設置）

第1条　土佐清水市人権教育推進計画（以下「推進計画」という。）の円滑な推進の　ため、施策の点検・検証を行うにあたり、土佐清水市人権教育推進計画点検・検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1）推進計画の点検・検証に関すること。

（2）施策の見直しに関すること

（3）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる者のうちから組織し、土佐清水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱または任命する。

（任期）

第４条　委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、教育委員会が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

（秘密の保持）

第８条　委員及び委員であった者は、委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

この告示は、令和４年4月1日から施行する。

別表（第３条関係） 土佐清水市人権教育推進計画点検・検証委員

区　　分	人　数	内　　訳
学校教育関係者	2	小学校・中学校長各１名
就学前教育関係者	1	保育園長代表
社会教育関係者	1	土佐清水市人権教育研究協議会代表
行政関係者	3	生涯学習課長・こども未来課長・教育センター所長又は教育研究所主任研究員
事務局	4	生涯学習課長補佐・こども未来課長補佐・教育センター所長補佐・指導主事

2022(令和4)年3月
土佐清水市教育委員会
(生涯学習課)
787-0392 土佐清水市天神町11番2号
TEL 0880-82-1257
FAX 0880-87-9132